



## ご家族のための情報

お子さんが西オーストラリアの公立校に通っている、457ビザをお持ちのご家族の学費

2015年、西オーストラリア政府はお子さんが公立校に通う、457ビザをお持ちになる家族に対して、ファミリー学費を導入しました。

お子さんは地元西オーストラリアの子供同様に公立校にアクセスすることができます。しかしながら457ビザの所有者は、ファミリー学費を支払う必要があります。

### 学費および学校自主経費、その他の料金

学費は毎年家族当たり\$4000で、これは公立校に入学したお子さんの数（小学校前から12年生まで）に関わらず同じです。最年長のお子さんが幼稚園児であるご家族は支払う必要がありません。

この他、学校自主経費、その他の料金を学校に直接支払う必要があります。お子さんが学校に通っている家族全員がこの料金を支払う必要があり、学校で勉強しているお子さん一人一人に対して支払う必要があります。

### 学費を支払う

この学費は、TAFE International Western Australiaに支払います。学年度の初め（あるいはお子さんが学校に入学したとき）、郵便あるいは電子メールで\$4000の支払に関する通知を受け取ります。

この学費は一括払いすることもできますが、一年を通して銀行口座から分割払いすることもできます。請求書が発行された年度の終わりまでに支払を完了する必要があります。

前年度からの未払額は、2017年の学費と共に支払う必要があります。

### 学費を支払う必要がない場合

以下の場合、この学費を支払う義務がなくなります。

- > 永住権を取得
- > お子さんが公立校に通わなくなった、あるいは
- > 457ビザをお持ちにならなくなった場合。

上記が適用する場合、お子さんが通っているそれぞれの学校に通知する必要があります。こうすることで正しい学費通知が発行され、必要に応じて返金を受けることができます。

以前457ビザをお持ちで、現在はブリッジング・ビザになった場合、この学費を引き続き支払う必要があります。ブリッジング・ビザになっても、457ビザの条件および権利は変わりません。

## 支払が困難な場合

457ビザの所有者の場合で学費の納入が困難な場合、学費を減額あるいは免除するために申請することができます。学費が生じた年度内に学費免除のための申請を行う必要があります。2015年度の学費に対する、支払免除申請はもはや行うことができません。

支払困難の場合、2種類の申請を行うことができます。

### 家族の総所得金額

家族の総所得金額とは、両方の親が受け取った課税対象となる収入から税金およびその他の控除が差し引かれる前の金額です。残業あるいはボーナスによる収入もこれに含まれます。

家族の総所得金額が対象年度において\$75000以下の場合、学費が全面的に免除されます。

家族の総所得金額を計算するために、証拠を提出する必要があります。あなたおよび伴侶は、次の証拠が必要です。

- > 最新の給与票、3枚
- > 過去1年間の収入を証明するもの
- > 源泉徴収証明書にある収入
- > 457ビザ許可書または収入が保証されている、雇用契約。

家族の総所得金額とは、両方の親が受け取った課税対象となる収入から税金およびその他の控除が差し引かれる前の金額です。残業あるいはボーナスによる収入も含まれます。

### 財政状況への予期しなかった変化

財政状況に対して予期しない変化が生じ、学費を払う能力が削減された場合、学費全部あるいは一部が免除される場合があります。予期しなかった状況を示す証拠を提出し、その出来事から6ヶ月以内に学費を支払う能力が削減されたことを説明する必要があります。

予期しなかった状況とは、病気、失業、雇用条件の変更、家族崩壊あるいは死亡などが挙げられます。

次の状況は予期しない状況となりません。

- > この学費あるいはその他の学費を支払うことが必要であること
- > 永住権取得の申請をしていること
- > 家賃、健康保険あるいはローンの支払など、家族の生活費、あるいは
- > 他の子供の教育あるいは成人学生の学費の支払。

雇用状況に変化が生じた場合、支払困難の申請に影響が及ぼす場合があります。二親は、給与を受け取っているすべての仕事を含む総所得金額を知らせる必要があります。解雇あるいはリストラに関する手紙、職場からの最後の給与票、または失業期間に関する情報について提供する必要があります。

支払困難に対する申請は、一件一件検討されます。TAFE International Western Australiaに必要なすべての文書が提出されてから、4~6週間以内に、支払困難の申請に対する結果が通知されます。

各年度の初め、あるいは学費支払能力に影響を及ぼすような状況の変化が起きたときに支払困難の申請を新たに行う必要があります。学費免除が許された場合、学費を支払う能力がない期間にのみ適用されます。学費免除は翌年学年度まで適用されません。

